

各位

2021年4月12日

maneo マーケット株式会社

代表取締役 佐藤 友彦

営業者株式会社グリーンインフラレンディングの破産手続開始決定のお知らせ

東京地方裁判所は、2021年4月9日営業者株式会社グリーンインフラレンディング（以下、「GIL社」といいます）に対し、破産手続開始決定の宣告を発令しましたのでお知らせいたします。

1. 破産申立て後の進捗について

当社は、2021年3月8日付で東京地方裁判所に債権者破産申立て、保全管理命令の申立ておよび包括的禁止命令の申立てを行い、同年3月10日に保全管理人が選任されました。GIL社は、最終的に破産申立てについて争わない意向を示し、同年4月9日東京地方裁判所は、GIL社について破産手続を開始する旨を決定いたしました。

本件は、2019年10月15日付「maneo マーケット株式会社における基本方針についてのお知らせ」および同年12月25日付「延滞案件の解消方針についてのお知らせ」にて、投資家の皆様に公表した延滞債権の解消方針に則り、延滞営業者GIL社に対する法的手続により、延滞案件の早期解消を目指すものですが、当該延滞ファンドに投資された投資家の皆様には、長期にわたり多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げますとともに、同社に対する法的手続につきまして何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2. 破産手続開始以降当社の対応について

当社は、これまでもGIL社に対し、延滞ファンド全22案件の進捗状況を確認するための資料開示要請を行ってまいりました。また、GIL社が株式会社エスクローファイナンス（以下、「EF社」といいます）から2018年7月5日付けで返済を受けた金7億4512万8558円および2019年4月22日付けで返済を受けた金2億5000万円について、これらが投資家の皆様への分配・償還の原資であるにもかかわらず、GIL社が、匿名組合契約約款5条5項に定める銀行預金口座に保管することなく、株式会社JCサービス（以下、「JCS社」といいます）に送金したことを受けて、JCS社からGIL社への返金を求めてまいりました。

今般は、当社といたしまして、破産手続に全面的に協力して参ります。

3. 今後のお知らせについて

本件につきましては、適宜ホームページによるお知らせまたはメール配信等によりご報告をいたします。

以上

■本リリースに関するお問い合わせ

Mail : info@maneo-market.jp

FAX : 020-4664-4308